

山辺町空き店舗等バンク制度要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、町内における空き店舗等の有効活用を通して、創業支援等による商工業振興を図るため、山辺町空き店舗等バンク制度について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き店舗等 町内において、商工業等の事業活動の継続を断念し、店舗、工場、事務所等の事業用の建物の全部又は一部が事業活動の場として使われない（使われなくなることが確実なものを含む。）ものをいう。
- (2) 所有者等 空き店舗等に係る所有権等により、当該空き店舗等の賃貸及び売却を行うことができる者をいう。
- (3) 利用希望者 山辺町で創業等を目的として空き店舗等の利用を希望する者をいう。
- (4) 空き店舗等バンク 空き店舗等の売却又は賃貸を希望する所有者等から申込みを受けた情報を登録し、利用希望者に対し、情報提供を行う制度をいう。

(空き店舗等情報の利用料金)

第3条 空き店舗等情報の利用は、無料とする。

(適用上の注意)

第4条 この要綱は、空き店舗等バンク以外による空き店舗等の取引を妨げるものではない。

(空き店舗等の登録申込み等)

第5条 空き店舗等バンクによる空き店舗等に関する登録を受けようとする所有者等（以下「申請者」という。）は、山辺町空き店舗等バンク登録申込兼誓約書（様式第1号）及び山辺町空き店舗等バンク登録票（様式第2号）を町長に提出しなければならない。

2 町長は前項の規定による登録の申込みがあったときは、その内容を審査し、当該物件が次の各号のいずれにも該当するときは、空き店舗等バンクへ登録するものとする。

- (1) 所有者等の全員が登録に関する承諾をしていること。
- (2) 空き店舗等の所有者等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は同法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと。
- (3) 当該空き店舗等が不動産競売にかけられた状態でないこと。
- (4) 前各号のほか、町長が特に必要があると認めるときは、登録の要件を別に定めることができる。

3 町長は前項の規定による登録をしたときは、山辺町空き店舗等バンク登録完了通知書（様式第3号）により当該申込みをした所有者等にその旨を通知するものとする。

(空き店舗等に係る登録事項変更の届出)

第6条 前条第3項の規定による登録完了の通知を受けた所有者等（以下「情報登録者」とい

う。)は、当該登録事項に変更があったときは、山辺町空き店舗等バンク登録変更届出書(様式第4号)に当該変更内容を記載した山辺町空き店舗等バンク登録票(様式第2号)を添付して、遅滞なくその旨を町長に届け出なければならない。

- 2 町長は、前項の規定による届出を受け、登録事項を変更したときは、山辺町空き店舗等バンク登録変更通知書(様式第5号)により当該情報登録者に通知するものとする。

(空き店舗等バンク登録の抹消等)

第7条 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、空き店舗等バンク登録を抹消しなければならない。

- (1) 山辺町空き店舗等バンク登録抹消届出書(様式第6号)の提出があったとき。
- (2) 空き店舗等バンクの利用により、売買又は賃貸借契約が成立したとき。
- (3) 登録事項に虚偽の内容が認められたとき。
- (4) 当該空き店舗等に係る所有権その他の権利に異動があったとき。
- (5) 登録した年度から翌年度の3月31日を経過したとき(登録更新による再登録する場合を除く。)
- (6) 前各号に定めるもののほか、町長が適当でないと認めたとき。

- 2 前項の規定により、空き店舗等バンク登録を抹消したときは、情報登録者に山辺町空き店舗等バンク登録抹消通知書(様式第7号)により通知するものとする。

(登録情報の公開)

第8条 町長は、次に掲げる空き店舗等バンクの登録情報(以下「公開情報」という。)を町のホームページ等に公開し、利用希望者に提供するものとする。ただし、情報登録者が公開を希望しない情報を除く。

- (1) 登録番号
- (2) 山辺町空き店舗等バンク登録票(様式第2号)記載の情報
- (3) 位置図
- (4) 物件説明図(配置図・間取り図)
- (5) 写真

(利用登録の申込み等)

第9条 利用希望者は、山辺町空き店舗等バンク利用登録申込兼誓約書(様式第8号)及び山辺町空き店舗等バンク利用登録票(様式第9号)に必要事項を記入し、町長に申し込むものとする。

- 2 町長は、前項の規定による利用登録の申込みがあったときは、その内容等を確認の上、次の各号のいずれにも該当するときは、空き店舗等バンク利用登録台帳に登録するものとする。

- (1) 空き店舗等を利用し、原則として1年以上継続して事業を行うことが見込まれ、商工業の活性化に寄与しようとする者
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)に規定する風俗営業又は性風俗関連特殊営業の店舗又は事務所として利用しない者

- (3) 宅地建物取引業者でない者
- (4) 空き店舗等の転売及び転貸を目的としない者
- (5) 公序良俗に反さず事業を行う者
- (6) 暴力団又は暴力団員でない者
- (7) 政治及び宗教に係る活動を目的としない者

3 前項に定めるもののほか、町長が特に必要があると認めるときは、登録の要件を別に定めることができる。

4 町長は、第2項の規定による登録をしたときは、山辺町空き店舗等バンク利用登録完了通知書（様式第10号）により当該申込みをした利用希望者にその旨を通知するものとする。

（利用登録内容の変更の届出）

第10条 前条第4項の規定による利用登録の通知を受けた利用希望者（以下「利用登録者」という。）は利用登録された内容に変更があったときは、山辺町空き店舗等バンク利用登録変更届出書（様式第11号）に当該変更内容を記載した山辺町空き店舗等バンク利用登録票（様式第9号）を添付して、遅滞なくその旨を町長に届け出なければならない。

2 町長は、前項の規定による届出を受け、利用登録の内容を変更したときは、山辺町空き店舗等バンク利用登録変更通知書（様式第12号）により当該利用登録者に通知するものとする。

（利用登録の抹消）

第11条 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該利用登録者を空き店舗等バンクから抹消するものとする。

- (1) 利用登録者が第9条第2項に規定する要件を欠くものと認められるとき。
- (2) 利用登録の申込みの内容に虚偽があったとき。
- (3) 山辺町空き店舗等バンク利用登録抹消届出書（様式第13号）の提出があったとき。
- (4) 前各号に定めるもののほか、町長が適当でないと認めるとき。

2 前項の規定により、空き店舗等バンク利用登録を抹消したときは、当該利用登録者に山辺町空き店舗等バンク利用登録抹消通知書（様式第14号）を通知するものとする。

（情報登録者と利用登録者との交渉等）

第12条 町長は、情報登録者と利用登録者との空き店舗等の売買及び賃貸借に関する交渉及び契約等について、直接これに関与しないものとする。

（交渉結果等の報告）

第13条 情報登録者は、遅滞なく前条の交渉の結果を山辺町空き店舗等バンク交渉結果報告書（様式第15号）で町長に報告しなければならない。

（情報の取扱い）

第14条 情報登録者、利用登録者及び空き店舗等情報を閲覧する者（以下「利用者」という。）は、空き店舗等バンクを通じて入手したデータ、情報、文章等を複製、販売及び出版のために利用してはならない。

（情報提供の中断）

第15条 町長は、ネットワーク機器、回線等の故障、停電、天災、保守作業その他の事由により
空き店舗等バンクによる情報の中断、遅延等が発生し、その結果利用者が被った損害等につい
て、一切の責任を負わないものとする。

(情報提供の終了等)

第16条 町長は、情報登録者の承諾を得ることなく、情報提供の変更及び本制度の運営を終了す
ることができるものとする。

(免責事項)

第17条 町ホームページ等に掲載する情報は、情報登録者から提供された情報を掲載するもので
あり、内容の真正を保証するものではない。

2 町長は、空き店舗等バンクの利用により利用者及び第三者が被った損害等について、一切の
責任を負わないものとする。

3 契約等に関する一切の紛争等については、当事者間で解決するものとする。

(その他)

第18条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、令和7年4月1日から施行する。